

議案第7号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正す
る条例を別紙のとおり定める。

平成22年3月21日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 久嶋 務

提案理由

平成22年度及び平成23年度の保険料率及び保険料を軽減する措置の継続
について講じる必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

条例第4条中「、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り」を削る。

条例第8条中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度及び平成23年度」に、「100分の8.29」を「100分の8.68」に改める。

条例第9条中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度及び平成23年度」に、「45,110円」を「44,410円」に改める。

附則第7項第1号中「、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り」を削り、同項第7号中「平成20年度及び平成21年度」を「平成22年度及び平成23年度」に改める。

附則に次の5項を加える。

（平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定の特例）

22 当分の間、平成22年度以降の特定期間における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条、第15条又は附則第23項から附則第26項まで」とする。

（平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

23 当分の間、平成22年度以降の各年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合においては、同条中「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2及び第2号の規定による減額がされない被保険者に限る。）」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

（平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

24 当分の間、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

25 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

26 前2項の規定は、平成22年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

附則別表中	「	100分の7.25	100分の7.95	「
		39,410円	40,670円	
		100分の7.15	100分の7.89	
		38,890円	40,330円	
		100分の7.27	100分の7.97	
		39,520円	40,750円	
		100分の7.24	100分の7.95	
		39,360円	40,640円	
		100分の7.23	100分の7.94	
		39,320円	40,610円	
		100分の6.84	100分の7.67	
		37,190円	39,220円	
		100分の6.86	100分の7.69	
		37,320円	39,300円	」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第8条、第9条及び附則第7項並びに附則別表の規定は、平成2

2年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。